

(別表第2) 技術職員の資格区分表

	コード	資格区分	
	001	法第7条第2号イ該当	3年または5年
	002	法第7条第2号ロ該当	10年
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	
	004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)	
建	111	一級建設機械施工技士	
	11A		(附則第4条該当)
	212	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	
	21B		(附則第4条該当)
	113	一級土木施工管理技士	
	11C		(附則第4条該当)
	214	二級土木施工管理技士(土木)	
	21D		(附則第4条該当)
	215	〃	(鋼構造塗装)
	216	〃	(薬液注入)
設	21E		(附則第4条該当)
	120	一級建築施工管理技士	
	12A		(附則第4条該当)
	221	二級建築施工管理技士(建築)	
	222	〃	(躯体)
	22B		(附則第4条該当)
業	223	〃	(仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士	
	228	二級電気工事施工管理技士	
	129	一級管工事施工管理技士	
	230	二級管工事施工管理技士	
	131	一級電気通信工事施工管理技士	
	232	二級電気通信工事施工管理技士	
	133	一級造園施工管理技士	
	234	二級造園施工管理技士	
	法	137	一級建築士
238		二級建築士	
239		木造建築士	
技	141	建設・総合技術監理(建設)	
	14A		(附則第4条該当)
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	
	14B		(附則第4条該当)
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	14C		(附則第4条該当)
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	145	機械・総合技術監理(機械)	
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)	
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	14D		(附則第4条該当)
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
士	15A		(附則第4条該当)
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	
法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種電気工事士	3年
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種消防設備士	

	コード	資格区分	
職	171	建築大工(1級)	
	271	〃 (2級)	3年
	164	型枠施工(1級)	
	16B	(附則第4条該当)	
	264	〃 (2級)	3年
	26B	(附則第4条該当)	
業	172	左官(1級)	
	272	〃 (2級)	3年
	157	とび・とび工(1級)	
	15B	(附則第4条該当)	
	257	〃 (2級)	3年
	25B	(附則第4条該当)	
能	173	コンクリート圧送施工(1級)	
	17A	(附則第4条該当)	
	273	〃 (2級)	3年
	27A	(附則第4条該当)	
	166	ウェルポイント施工(1級)	
	16C	(附則第4条該当)	
力	266	〃 (2級)	3年
	26C	(附則第4条該当)	
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
	274	〃 (2級)	3年
	175	給排水衛生設備配管(1級)	
	275	〃 (2級)	3年
開	176	配管『建築配管作業』・配管工(1級)	
	276	〃 (2級)	3年
	170	建築板金『ダクト板金作業』(1級)	
	270	〃 (2級)	3年
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)	
	277	〃 (2級)	3年
発	178	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
	278	〃 (2級)	3年
	179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
	279	ブロック建築・ブロック建築工(2級)	3年
	180	石工・石材施工・石積み(1級)	
	280	〃 (2級)	3年
促	181	鉄工『製缶作業』又は『構造物鉄工作業』・製罐(1級)	
	281	〃 (2級)	3年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工『鉄筋施工図作成作業』および『鉄筋組立て作業』(1級)	
	282	〃 (2級)	3年
	183	工場板金(1級)	
	283	〃 (2級)	3年
進	184	板金『建築板金作業』・建築板金『内外装板金作業』・板金工『建築板金作業』(1級)	
	284	〃 (2級)	3年
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)	
	285	〃 (2級)	3年
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)	
	286	〃 (2級)	3年
法	187	ガラス施工(1級)	
	287	〃 (2級)	3年
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
	288	〃 (2級)	3年
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)	
	289	〃 (2級)	3年
法	190	金属塗装・金属塗装工(1級)	
	290	〃 (2級)	3年
	191	噴霧塗装(1級)	
	291	〃 (2級)	3年
	167	路面標示施工	
	192	畳製作・畳工(1級)	
	292	〃 (2級)	3年

	コード	資格区分	
職業能力開発促進法	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
	293	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級)	3年
	194	熱絶縁施工(1級)	
	294	〃 (2級)	3年
	195	建具製作・建具工・木工『建具製作作業』・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
	295	〃 〃 〃 〃 〃 (2級)	3年
	196	造園(1級)	
	296	〃 (2級)	3年
	197	防水施工(1級)	
	297	〃 (2級)	3年
	198	さく井(1級)	
	298	〃 (2級)	3年
	コード	資格区分	
	061	地すべり防止工事	1年
	06A	(附則第4条該当)	
	040	基礎ぐい工事	
	062	建築設備士	1年
	063	計装	1年
	060	解体工事	
	064	基幹技能者	
	099	その他	

備考

- ・資格区分の欄に「年数」が記載されている資格は、取得後に当該年数の実務経験が必要です。
(平成15年度以前に職業能力開発促進法による技能検定の2級に合格された方は、取得後実務経験1年です。)
- ・「附則第4条」とは、建設業法において経過措置期間中(平成28年6月1日～平成33年3月31日)に限り、解体工事業の技術者として認められるものです。